

平成 29 年度 鳥取市水道事業審議会 第 2 回会議 会議録

1 日時 平成 29 年 6 月 22 日 (木) 午後 2 時～午後 3 時 30 分

2 場所 鳥取市水道局 3 階会議室

3 出席委員 14 名 (敬称省略)

松原雄平 (会長)、竹森貞美 (会長代理)、牛尾柳一郎、奥田通雄、谷本由美子、濱村恵子、広沢京子、前村幸子、増田貴則、松本洋光、森田修充、山田恵美、山根滋子、湯口夏史

4 水道局説明職員

武田行雄 (水道事業管理者)、河原徹郎 (副局長)、沖田行男 (次長兼総務課長)、有本尊伸 (次長兼工務課長)、西垣昭宏 (経営企画課長)、山下俊道 (料金課長)、山根健吾 (給水維持課長)、福本優 (浄水課長)、寸村忠良 (南地域水道事務所長)、中島憲啓 (西地域水道事務所長)、西本道則 (総務課長補佐兼財務係長)、川戸敏幸 (経営企画課長補佐兼経営係長)、青木達矢 (総務課総務係長)

5 議題

- (1) 諮問 1 の答申案の検討について
- (2) その他

6 配付資料

- ・日程
- ・諮問 1 の答申案の検討について
- ・議題 (1) 関連資料
- ・臨時的に水を供給する場合の料金設定について

7 会議の経過

○河原副局長 ただいまから平成 29 年度第 2 回目となります鳥取市水道事業審議会を開催させていただきます。本日は、委員の皆様には大変お忙しい中、御出席をいただきまして大変ありがとうございます。本日の会議には岡崎誠委員、山下葵委員、山根豊治委員の 3 人の方から欠席の報告を受けております。現時点で委員 17 人のうち半数以上の委員に出席していただいておりますので、鳥取市水道事業審議会条例第 6 条第 2 項の規定により、会議が成立することを初めに御報告させていただきます。それでは開会に当たりまして松原会長に御挨拶をいただきます。松原会長よろしく願いいたします。

○松原会長 委員の皆様、本日はお忙しいところ御出席をいただきましてありがとうございます。今回の会議は、平成 29 年度第 2 回目の審議会ということになります。本日の議題につきまして

は、皆様お手元の資料のとおりでございますけれども、主に、平成 28 年度に諮問のあった水道料金の改定について、に対する答申案についての説明を事務局からいただくということになっております。

この料金改定につきましてはこれまでの会議の中で、当時の上水道区域の水道料金を統一する平成 26 年 12 月の料金改定答申にもございますように、基本料金の配分強化、これを 40%程度にする。それから、料金の算定期間を平成 30 年度～34 年度の 5 年間とするということ。さらに、総括原価を基に平均改定率を 18.4%とするということを審議してまいりました。そして、前回の会議におきましては具体的な料金改定の 3 案の中から、皆さんの御意見をまとめまして 3 番目の案、口径 13mm、1 か月、20m³の料金が 2,592 円、増度を 148.5%とするということになったわけでございます。このことにつきましては委員の皆様の御確認、御承認をいただいたところです。

前回までの審議に基づきまして、今回は水道料金の改定についての答申案を皆様から御意見をいただきながらまとめていきたいというふうを考えております。本日その答申の原案が提示されることとなります。皆様、どうぞ活発な御意見をいただきまして、市長への答申ということになりますので、よろしく御協力をお願いしたいと思います。以上でございます。

○河原副局長 ありがとうございます。会議に入ります前に資料の御確認をお願いします。まず、事前に送付させていただいております資料でございます。2 種類ございまして 1 つは水道事業審議会平成 29 年度第 2 回会議というもので、本日の日程が書いてある A 4 縦 1 枚のものと、もう 1 つは、右上に議題 1 とあります、内容としては諮問 1 の答申案の検討についてというもので A 4 縦向きに綴じてあるものでございます。

それから本日の配布資料でございます。1 つとしては本日の席次表でございます。委員の皆様の方と事務局のそれぞれ 1 枚ずつでございます。それから、右上に当日配布資料とございます。内容としましては議題 1 関連資料というもので A 4 縦向きに綴じているものでございます。それから、議題 2 その他としまして、臨時的に水を供給する場合の料金設定についてという A 4 縦向きの 1 枚のものでございます。資料は以上となります。御確認いただけましたでしょうか。はい、それではここからの議事進行につきましては、松原会長をお願いしたいと存じます。よろしく申し上げます。

○松原会長 それでは本日の議題に移ります。まず 1 点目でございますが、諮問 1 の答申案の検討についてということでございます。それでは事務局から説明をお願いします。

○西垣経営企画課長 はい。諮問 1 の答申案の検討についてということで事前配布させていただいておりました A 4 縦の資料について説明させていただきます。資料 1 の諮問 1 水道料金の改定についての審議の進め方について、この中の①～④が前回までの審議会の経過です。今回が、一番下の赤色で表示してあります⑤諮問 1 の答申案の検討についてとなっているところです。この次からが諮問案の検討になります。

3 ページからが答申案でございます。6 ページからが本文になりますが、ここを見ていただく前に、今までの経過をもう一度振り返っていただくために 12 ページを御覧ください。答申の資料として審議経過を掲載しております。これを基にこれまでの審議結果等につきまして、改

めて説明させていただきます。なお、説明に使用します当日配賦資料は、この度の料金改定審議に使用しました会議資料から抜粋をしたものとなります。

上から順に、審議事項と審議結果を記載しております。平成 28 年度 1 回目が開催スケジュールの確認ということであり、なお、2 回目は諮問 2 の簡易水道統合に伴う水道料金の統一時期の審議が主な議題であったため、記載を省略しています。

2 段目の平成 28 年度第 3 回が 28 年 7 月開催です。この右側の審議結果、地震対策は比較的進んでいるが企業債残高は多いこと、また、経常収支比率が 100%を割り込んでおり、供給単価が給水原価を下回っている厳しい現状を確認したということで、このときの内容を当日配付資料の議題（1）関連資料を御覧いただきながら説明します。

当日配付資料の 1 ページ、これは財政状況の推移の中で昭和 51 年度～平成 26 年度の供給単価と給水原価の関連を表したものとなります。以前も説明しておりますけれども近年の状況は、赤色の線の供給単価が 140 円前後、左側が単価の軸になります。青色の線の給水原価が 150 円以上となっておりまして、近年は給水原価と大きく乖離していることが分かります。また、右側の軸が経常収支比率を表しておりまして、グラフ内、下の緑色の線の経常収支比率が、近年は 100%を割り込んでいる状態が分かっていただけだと思います。

続いて、審議経過の平成 28 年度第 4 回というところになります。12 月に開催した審議会の審議結果として、施設整備や財政計画の考え方を基に、料金算定期間を平成 30 年度～34 年度の 5 年間とすることとしたということで、当日配付資料 2 ページに、このときの資料から一部載せております。左上の収益的収支のグラフでは、現状のままでは赤字が継続する、支出の方が多いということを示しております。その下は、1 日平均給水量の実績と推計を示したグラフで、水量が下がっていく傾向を示しています。それから右上の資本的収支のグラフ、その次の右上 2 段目が企業債の償還金の推移のグラフ、右列の一番下が企業債の未償還残高で幾らの借金が残っているかということを表しているグラフとなります。この企業債未償還高ですけれども、平成 27 年、28 年辺りで 150 億円前後の企業債が残っております。これは年間料金収入の約 6 倍になるということと、全国平均が 3 倍であることは説明させていただきました。このときの資金残高について左下のグラフを見ていただけますでしょうか。この資金残高の推計グラフは、平成 30 年度には資金残高内部留保資金が、安定経営の目安としている年間給水収益の 6 か月分程度を割り込むと予測しているということです。これを基に平成 30 年度～34 年度の 5 年間の料金算定期間とすることとしていただいたということになります。

次に、審議経過の表の 4 段目の 29 年 2 月開催の平成 28 年度第 5 回、料金改定案の検討についてということで審議結果は、料金算定期間の期末における内部留保資金が給水収益の 6 か月分相当を確保できるよう設定された総括原価により、料金改定率を平均 18.4%とすることとしたとなっております。当日配布の関連資料 3 ページを御覧ください。上の表が総括原価の算出資料となります。右側、平成 30～34 年度の支出等の合計から①総括原価が算定されます。その下の③が、平成 34 年度末の給水収益の 6 か月分の内部留保資金残高ということで、12 億 8,000 万を必要額としております。これを基に⑤の総括原価が 147 億 8,800 万 2,000 円となって、平均改定率が、このときに 18.4%という数字となったところです。

再度、審議経過の表に戻っていただきまして、5段目の平成29年度第1回、これは前回の4月27日に行った料金改定案についての審議です。審議結果は、基本料金及び従量料金の具体的な料金改定案（料金表）を決定したということになります。関連資料の4ページ、水道料金の算定についてのフローということで、一番上は総括原価の147億8,800万2,000円、総括原価を分解、配分、それから配賦という作業を行いまして、最終的に一番下の料金収入の数字、総括原価と同じ金額が料金収入総額として割り当てられているというフローになります。続いて関連資料5ページ、基本料金の設定についてということで、同じ会議で基本料金の案を提示させていただいております。中央列の赤色の文字が基本料金になりまして、これが13mmで840円、20mmで1,950円、以下各口径の基本料金があります。次の6ページも見ていただけますでしょうか。こちらで従量料金の案の1～3の提示を行いました。中央列の青色の文字101.67円が、総括原価配賦後の従量料金収入から1m³当たりの単価を算出したものです。従量料金を全てこの単価設定として計算した場合、1か月、20m³、13mmの料金は3,103円となり、この従量料金単価が高いということで従量料金案を設定し、3つの案の中から、赤色で示した案3が適切という審議結果となりました。

案3の料金表を基に具体的な料金を算定したものが、次の7ページということになります。左上が改定後の料金表で右側が現行の料金表になります。また、中央から下には、口径・使用水量ごとに改定後と現行の水道料金、改定単価、改定率、1m³当たりの単価を計算表示しております。この中で13mmにおいては、緑色で表示してあります1m³当たりの単価が、いずれの水量においても供給単価の165円よりも安いということ。それから50mmとか75mmまたそれ以上の口径の大きいところが多く使用される、500m³、1,000m³、2,000m³などの大量使用の従量料金については、単価の改定率を抑えているということと、全体の平均改定率18.4%に対して、それより低い改定率で抑えられているということ。このことについて説明をさせていただいております。これが前回までの経過となります。

続きまして、答申案の説明をします。事前配付資料6ページからです。ここを読み上げます。本市の水道事業は、近年の人口減少、節水器具の普及や企業再編等に伴う水需要の減少などにより、給水収益が減少傾向にある。一方で、高度経済成長期以降に整備した施設が大量に更新時期を迎えていることや、東日本大震災を始めとする近年の大災害を教訓とした施設の耐震化などの対策が課題となっていることから、今後の建設改良費が増大することが見込まれる。現在、鳥取市水道局では、鳥取市水道事業長期経営構想（平成27年度改訂）に基づいて、安全・強靱な水道及び水道サービスの持続を目指して事業を進めているところであるが、平成28年度策定の財政計画によると、給水収益の減少や建設改良費の増加に伴う減価償却費の増加等を主な要因として、平成30年度には円滑な事業運営に必要な内部留保資金を確保できなくなると推計されており、施設のダウンサイジングや企業債の発行抑制による元利償還金削減等の経費縮減努力だけでは改善が難しい経営状況にある。独立採算制を原則とする水道事業を持続させていくためには、経費縮減を継続することはもとより、給水収益の確保に向けた、より適正な水道料金への見直しを行う必要がある。なお、料金の見直しに当たっては、企業など大口需要者の使用量の増減が給水収益に大きく影響する料金体系を採用していることから、水道事業の安

定経営と負担公平性の確保のため、料金体系の枠組みは維持しつつ、基本料金への配分強化を行う必要がある。また、主に生活用水として使用する少量の使用区分の料金については、一般家庭などの小口需要者に最大限配慮して設定を行う必要がある。以上のことを踏まえ、本審議会は今後の安全・安心な水道水の安定供給及び水道事業の安定経営に向けた水道料金の改定について慎重に審議した結果、次の結論を得た。

1、水道料金の改定について。(1) 料金算定期間は、平成30年度から平成34年度までの5年間とする。(2) 料金算定期間の期末(平成34年度末)における内部留保資金残高が、少なくとも年間給水収益(財政計画策定時)の6か月分相当を確保できるよう設定し、料金改定率は平均18.4%とする。(3) 料金体系については現行どおりとし、基本料金への配分強化を図り、給水収益に占める基本料金と従量料金の構成比を38対62(現行25対75)とする。(4) 改定後の水道料金は別表1のとおりとする。(5) 実施時期については、平成30年4月以降に使用した水量から適用する。

2、附帯意見。(1) 市民の視点に立って積極的な情報の公開を行い、市民との情報の共有を図り、市民との合意のもとに事業の運営を行っていくよう努められたい。特に水道料金の値上げは、市民生活に直結することであるため、実施までに十分な周知期間を設けて、市民への丁寧な説明に努められたい。(2) 料金改定後においても、効率的な事業運営や行財政改革を継続し、健全な経営が維持できるよう努められたい。(3) 高度経済成長期以降に整備した施設の大量更新、大規模災害時における迅速な施設復旧等に備えて、今後も積極的な人材育成、技術継承に努められたい。(4) 平成29年度に上水道に統合した旧簡易水道区域については、統合による事業費の増大が水道使用者の負担増とならないよう、一般会計からの繰入れを維持するとともに、今後の財政計画への影響を注視しながら整備事業を計画的に推進していくよう努められたい。(5) 今後の水道料金については、おおむね5年を目安に、社会情勢や水需要の動向に応じて見直しをされたい。

おわりに、水道は市民の日常生活に欠かすことのできない重要なライフラインである。本市の水道事業は市民に安全な水を安定して供給するため、水道管路の耐震化などの事業に積極的に取り組まれている。これからも市民の視点に立ち、市民に信頼される水道となるよう努力されるとともに、健全な経営を維持しながら、水道事業の使命である安全・安心な水道水を安定供給に引き続き努められたい。以上です。

9ページの別表1は、先ほど説明した水道料金表となります。10ページ以降に資料を添付しています。11ページが委員名簿、12ページは先ほど説明した審議経過です。13・14ページが諮問の内容、15・16ページが審議会条例となっております。以上で答申案の説明を終わります。

○松原会長 はい、ありがとうございました。ただいま事務局から、これまでの審議の経過につきまして、また、審議会の中での重要な決定事項、それぞれ説明がございまして、最終的に今回の答申の原案になっているということでございます。様々な観点から皆様も御意見があるかと思いますが、いかがでしょうか。御不明な点等、あるいは御意見ございましたら、どうぞ何なりといただければと思います。

○増田委員 すいません。

○松原会長 どうぞ、増田委員。

○増田委員 1つ確認したいところがございます、答申案の6ページ上から9行目です。平成30年度には内部留保資金が確保できなくなると推計されており、というところで、当日資料議題(1)関連資料2ページ、A3横長でグラフがたくさん載っている資料、左下の資金残高のグラフの赤色の線で内部留保資金の残高が表示されていますが、これを見ますと平成32年度に資金残高がなくなるといような推計に見受けられるのですけれども、その点はいかがでしょうか。

○西垣経営企画課長 はい。円滑な事業運営に必要な内部留保資金という意味合いで、ときどきの説明資料の中にも入れておりますけれども、安定的に必要という目安として、本市は内部留保資金を年間給水収益の6か月分と定義しております。先ほどの図7資金残高のグラフでいきますと、真横に引いてある青色の点線に当たります。平成26年度に計算しました給水収益の6か月分12億8,000万円の横線です。これを割り込むと推計される年度が平成30年度となります。金額がゼロになるのは確かに32年度なのですが、円滑な事業運営に必要な内部留保資金の定義としては12億8,000万を指しておりますので、それを切るのが32年度という意味合いでございます。

○増田委員 分かりました。ありがとうございました。

○松原会長 はい。そのほかいかがでしょうか。今日はこの答申案の内容についての御意見をいただくということになるわけでございます。これまでのたくさんある審議会の審議結果を反映して、それを根拠として答申案になっているわけでございます。したがって、皆様にはかなり慎重にこれまで審議していただいた結果でございますので、内容についての不明な点は余りないかと思いますが、これまでの内容についてでも結構ですし、また、本日の答申の原案についてでも結構ですので、どうぞ何なりといただければと思います。

○増田委員 ここにいる皆さんは分かっていることかと思いますが、答申案、6・7ページに1料金の改定についてということで(1)～(5)があり、(3)は基本料金への配分強化を図るとなっています。6ページの背景部分に改定の考え方が述べてあり、一般家庭などの小口需要者に対して最大限配慮した設定を行う必要があるということも記載があるわけですが、それに関して水道料金改定をどうしたかということが(1)～(5)の中では読み取れないのかなというところがあります。実際にはそこに配慮して決めたところも十分あったかと思いますが、小口需要者への配慮というのをどういう形で料金改定案に反映されたのかというところが分かるような文面があったほうが良いのかなというふうに感じました。

○松原会長 どうぞ。

○西垣経営企画課長 はい。1の水道料金の改定についての(1)～(5)の中では、小口需要者への配慮が見えにくいというところではありますが、その前文、下から4行目に少量の使用区分の料金について記載があります。主に生活用水として使用する少量の使用区分の料金については、一般家庭などの小口需要者に最大限配慮して設定を行う必要があるということで、主に生活用水で使用する少量の使用区分というのは、1～10m³の分の従量料金単価を下げているという意味合いの記載があると解釈していただければと思います。1水道料金の改定についての中

に、小口需要者への配慮について記載した方がよいという意味になりますか。

○増田委員 そうですね。6ページの1水道料金の改定についてより前のところは、基本的考え方とか、背景を示されたところかと思しますので、それに対して、1においてどうしたのかというような構成になるのかなと感じました。先ほど御紹介いただきました内部留保資金のところの前文9行目も、そういう考え方でいきますよというところの整理が(2)なのかなと理解しているところでございます。

○松原会長 どうぞ。

○武田水道事業管理者 はい。増田先生の御指摘は確かにそういうことがあります。前文にあります考えに基づいて答申を出したということで、具体的には、1の水道料金の改定についてというのが答えであるわけです。水道料金として配慮した結果が別表1のとおり、という非常に素っ気ない表現であることについて、一生懸命、最大限配慮した結果、別表1のとおりになりましたと書いてもいいのかも分かりませんし、例えば小口使用者にあるいは大口使用者にも配慮をした料金表になったというふうな表現を加えとか、ちょっと工夫させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○松原会長 はい。水道料金改定というのが答申の内容ですので、その根拠、その改定の方針といますか、前文には記載してありますが、結果にもそうなった説明を付け加えてはということでございます。この辺り事務局の方で少し検討いただいとということ、支払い側の皆さんの納得が進むような形でということであろうと思いますので。そのほかいかがでしょうか。どうぞ。

○湯口委員 1水道料金改定についての部分が我々の意見として出ているわけですね。1が結論で、これがメインになるかと思いますが、これだと2の附帯意見とおわりにのボリュームが全体的に多いというか、長いのかなという気がするので、別紙のとおりとして資料で説明することで圧縮するとか、おわりにという文章は取ってしまって、この文章自体をどこかに組み込むとかして、個人的な意見ですけれど。これだと、結論としての1の料金改定の部分がぼんやりするのかなという気が私にはします。以上です。

○松原会長 そのほかいかがでしょうか。今、湯口委員の御意見は1の水道料金の改定についての文言と、一方で2の附帯意見、そして最後のおわりにというところですね、そのところのボリュームのバランスというのが、という御意見だったわけですね。そのようなことでも結構ですし、あるいは附帯意見の内容につきましても何かございましたら、御意見でもいいと思います。はい、どうぞでしょうか。

○竹森会長代理 附帯意見の(1)、市民への丁寧な説明ということについて、今後、どのような順序、どのような計画で市民の方に周知するかということについてお尋ねします。

○西垣経営企画課長 今のところでは、審議会で答申をいただいた後、それに沿った内容で給水条例改正の提案を9月議会にしたいと思っております。また、市民への周知ということにつきましては、水道局だよりという広報紙を市内全戸に配布しておりますので、11月と来年3月にお知らせをする予定です。それから、前回の料金改定をした平成23年度のときに説明会を行っているということもありますので、今回も中学校区単位を基本として説明会を開催していきたい

いと考えておりますが、それをどういう形で実施するかということは検討をした上でとなりますので、まだ仮の話ではありますけれども、説明会を開催していきたいと考えております。以上です。

○松原会長 はい、そのほかいかがでしょうか。どうぞ。

○広沢委員 今の質問に関連して、丁寧な説明をとということについては、やはり市民としては分かりやすいというのが一番なので、こういう審議会に出ても、一般の消費者の私たちにとっては、難しい言葉が多すぎて分かりづらいので、どうしても値上げをしなくてはいけないという、それが伝わるような分かりやすい説明がいいと思います。上がるのは仕方がないのですけれども、どうして上がるのか納得できる説明というのを一番求めますので、よろしくお願いします。

○西垣経営企画課長 いろいろ御意見ありがとうございます。説明会なり広報紙なりで、機会を捉えまして、できるだけ皆さんに分かりやすい説明ができるように努めるよう心掛けていきたいと思っております。

○松原会長 どうぞ。

○増田委員 先ほどの附帯意見のところ、市民への説明をとということで市民に含まれているのかもしれませんが、企業ですね、大口事業者さんなどには、事業活動にも大きな影響を与えることです。今回の料金値上げについては、大口に配慮した値上げにもなっておりますので、値上げはしていますが、配慮をした値上げであるということの説明されて、大口の事業者さんが、値上げしたからもう水道の使用をやめようということにならないように説明をする必要があると思います。健全な経営を維持するように、料金改定後についても効率的な運営をとということで、支出を縮減していこうという努力は当然のことで、ここにも書かれています。一方で、給水収益を増やすという努力も方向性としては持つておかないといけませんし、これ以上給水収益を減らさないという視点も大事なことだと思います。料金値上げのトレンドでいきますと、ますます利用者さんが減って給水収益が減ってしまうということだと負のスパイラルというしかありませんので、今後とも利用者さんに水道は社会的基盤として非常に重要なものなので、値上げせざるを得なかったわけですけれども、利用し続けていただけるような理解をしていただくことが大事であると思えました。

○松原会長 よろしいですか。事務局から何かございますか。

○西垣経営企画課長 はい。貴重な御意見ありがとうございます。広報の機会を捉えて、そのことについても理解を得る努力をしていきたいと思っております。

○松原会長 そのほか、いかがでしょうか。はい、谷本委員、どうぞ。

○谷本委員 値上げするに当たって、その附帯意見の中に盛り込まれてないような気もしますが、水道料金が上がることによって義務教育の子供たちへの給食とか、保育園の食事であるとか、水道を使った食なり、そういうものへの影響というのはありますでしょうか。水道料金が少しでも上がると、保育園のそういう料金が上がっていくとか、若しくは、高齢者の関係のこととかに影響があるのならば、そういう値上げが連鎖的、特に弱者に対して向かわないような努力をお願いしたい。何か行政からの、こっち上げてこっちを抑えろというのも、何かおかしい気がしないでもないのですが、盛り込んでほしいような気持ちがありましたので。

○松原会長 では、はい、武田管理者。

○武田水道事業管理者 はい。今、具体的な給食の例とか、保育所の例とか挙げてのお尋ねだと思います。学校給食ということになりますと、児童・生徒さん側から給食料金というものを頂戴するわけですが、これは材料費でございまして、それ以外の人件費とか、施設、機械の費用、もちろん光熱水費も含めて、基本的には公の負担で賄うことになっております。これは法令上そうっております。保育園の場合は、お昼ですとか、あるいはおやつですとか、ミルクですとか、いろんな経費ですね、全体でどれぐらい掛かるのかというので、私立は国庫の負担がありますけれど、公立の場合は直接的な国庫負担はなくて、地方交付税をもらって、あとは自治体の税金で行う、それにプラス保護者の負担。この負担については、保護者の収入によって保育料が決まります。収入の少ない人は保育料が安く、多い人は高くと、要は福祉ですからそのような格好になっています。そういうわけございまして、公の経費をどこにどのよう負担していくのかというのは、行政全般にわたっての大きな課題であります。その中で、私どもは水道という社会インフラ、これを法律上、市町村が水道事業を行うということになっており、公営企業会計、独立採算性で行っています。水道事業というのはどちらかというと、全体からいくと行政費用の濃くない分野でございまして。したがって、福祉だからと、とあるところの水道料金を安くしますということは、企業としてはなかなかできないわけございまして、そこはそれぞれの担当で考えていただいて、我々は、例えば生活保護を受給されている方からも普通に水道料金はいただいています。なぜならば、生活保護費の中に光熱水費相当の保護費も入っておるわけですから、と基本的にはそういう考え方でございまして、弱者対策でというのはなかなか附帯意見などには表しにくいのかな、こういうところございましてよろしくお願ひします。

○西垣経営企画課長 よろしいですか。

○松原会長 どうぞ。

○西垣経営企画課長 給食調理にどれぐらいの水量が使われているとかというデータはないですけども、例えば、保育園とか小学校が口径 25mm とか 40mm で、児童・生徒さんの数によっても使用量が違うとは思いますが、1 か月 100m³使くと仮定した場合で、当日配付資料 7 ページの表を見ていただいて、25mm の 100m³ というのが、水色、現行で 1 万 7,193 円。今回の改定によって、これが黄色の 1 万 8,856 円になり、増減として 1,663 円上がります。この 1,663 円が、保育園なり小学校なりで全ての皆さんが使用した水量に対する値上がり分ということですので、それを 1 人当たりで割っていくらになるとか、全体で考えるというような意味合いに具体的にはなってきます。

○谷本委員 はい、ありがとうございました。

○松原会長 よろしいでしょうか。濱村委員どうぞ。

○濱村委員 すいません。文章が長いのでもっと簡単にとありましたが、よくよく読んでみますと、あらゆる方面に上手に配慮されている文章ではないかと私は思っております、これ以上短いと何か欠けてしまうような気がしております。

市民に周知するためということで、文章というのは、非常に受け止め方の問題があつて、

ときには誤解を生むこともある。ということは、数字で示すのが一番ではないかと思しますので、水道局だよりでは、なぜ値上げをしなくてはならないのかということも数字で示していただくのが一番いいのではないかと思いました。

それから、先ほどの介護施設とか保育園とかのことにつきましても、実際に一番大変なのは、自分の懐からお金の出ていく工場など民間の業者です。たくさん水を使う業者、ホテルとか、旅館とか、自動車の工場なんかもそうですし、ガソリンスタンドの洗車もそうです。そこでは水を節約することはできないのです。使わなきゃいけないものなら、使わないといけない。私どもが一番心配するのは、さっきおっしゃったように、水道料金が上がっても値上がりしないようにということではなく、しなきゃいけないじゃないかということです。それを一番心配して、この数字はもう変えることはできないでしょうけれども、大口使用者にも配慮していただけていますねと、私が先回に申し上げたのはそういうことです。

だから、その値上げをしなきゃいけないということは、もうこれは事実なので、それをどう消費者が納得するかということです。納得してもらおう方法というのは1つではないわけで、いろんな手段を使って、ああ、仕方がない、やっぱり値上げをしないとイケないな、うちは口径40mmを使用しておりますので、本当にどうするかと思いますけれども、でも、仕方がないかなというふうに思っているところです。値上げをしなきゃいけない理由をいろんな手段でPRしてもらえたらと思っています。

○松原会長 鳥取市の商工会議所というのは、確か2,000社ですよ。

○濱村委員 はい、2,000社になります。

○松原会長 ほとんどは中小企業でございます。そうした中、多く工場などでは、てき面にこれは効いてくるだろうなというのはありますよね、そういうこともございますので、水道局だよりというのが非常に重要な広報媒体になるだろうということでございますので、そちらのほうもどうぞよろしくということでございます。そのほか、いかがでしょうか。

重要な答申の審議において、まだ決まってはませんが来年度辺りに水道料金が変わる可能性もあるよと、私のほうから数名の方にそれとなく聞いてみたところ、鳥取市の水道料金というのは、結構高いじゃないかと全ての方がおっしゃっていました。いやいや、現状は鳥取市レベルの20万の地方都市の水道料金で見ると、ほとんど鳥取市よりも高いと。松江市は鳥取の1.5倍か2倍ぐらいするという話をして、皆さん驚かれるわけですね。そうしたことも考えますと、水道料金が皆さん結構高いという認識を持っておられる方がいらっしゃる。それから、鳥取市の水がおいしいということは都会、大阪、神戸からおいでになった方はおっしゃいます。鳥取の方は、これは当たり前だと思っておられるわけですが、かつて日本の都市のおいしい水の評価の中に鳥取市も選ばれたということもありました。何が申し上げたいかということ、鳥取市の水が皆さんから評価されていないということ。本当においしい水が供給されているということと、それから非常に安く、全国の中でも上位に入っているぐらいで供給されているということに認識が不足されているという感じがしました。ですから、料金改定で今度は上がるということですが、ただ、現状の料金も非常に安いということを水道局だよりで是非強調していただいて、皆さんにそれが浸透していくように作っていただきたいなど。いつもきれいな紙面づ

くりでよく考えておられるなと思いますが、今後発行される際に、鳥取市の水の価値・評価といましようか、全国的に見たときのおいしさと料金のレベルといましようか、それが非常に素晴らしいところにあるということを押さえていただいて、そして、やむなく今回はどのような説明があれば少しは納得されるかなという気もします。ほかの附帯事項含めまして、市民に認識をいただくようなことをしていく必要があると思いました。

そのほかいかがでしょうか。御意見も大体出尽くしたようなところでございましょうか。文言につきまして、多いようなお話しもございましたが、内容としては極力検討をされているというような御意見もございました。そうしたことも含めてまた事務局のほうにも検討いただきたいと思いますが、そのほかよろしいでしょうか。

はい。本日皆さんのお手元の答申案の内容につきまして何点か御意見をいただきました。したがって、それらの御意見を踏まえた答申書の修正を、これは市長に手渡す前に行っていないといけないわけでございます。もちろん皆様の御意見がそこに反映されるということが重要なことだろうと思えますし、最後はこれが市民の皆さんにも公開されるわけでございます。そこにつきましては御提案でございますが、事務局と私と竹森会長代理とのこの3者で修正を考えていきたいと思えます。これからの対応を御一任いただければと思えますが、いかがでしょうか。

－ 異議なし。という声あり －

○松原会長 それでは皆様の同意を得られたということで、私と竹森会長代理と事務局で修正を行ってまいります。今後の動きでございますが、答申書の内容が取りまとまりましたら、私と竹森会長代理で深澤市長に答申をするというふうになっております。答申が終わりましたら、委員の皆様には答申書の写しを事務局から送らせていただくというような手続きになろうかと思えます。そういったことで皆様よろしいでしょうか。おそらく答申の際には市長にこれを渡して、いずれ水道局だよりで広報されると思えますが、報道の方々もおられると思えます。そのときに水道料金が改定されるということにつきまして、何らかの意見を求められた場合には、本日の皆様の御意見をそこでお伝えすることもありますし、現状、鳥取市の水は非常においしく、低廉な料金で供給されていることもお伝えしたいと思います。諮問1の答申案の検討についてということで、修正含めまして、皆さん御承認いただいたということでよろしいでしょうか。それでは続きまして、2点目、その他の議題について、事務局の方からよろしく願います。

○西垣経営企画課長 その他として、臨時的に水を供給する場合の料金設定についてというタイトルの資料について説明をさせていただきます。鳥取市水道事業給水条例に、第25条、特別な場合の料金という規定があります。給水装置を設置しないで臨時的に水を供給した場合の料金は1m³につき148円で算定した額に100の108を乗じて得た額とするというものです。これはどのようなときに使うかといまいますと資料の下に事例を掲載しています。メーターを介さずに工事用の臨時用水を使う場合であったり、工事などで水道管を破損した場合の漏水の算定に使

ったりということで、年1回あるかないかくらいの事例ですけども、こういう規定を設けております。現在148円となっておりますが、この単価設定に関する従来からの考え方としまして、供給単価に当たる金額を目安として設定をしておりました。そこで、今回の料金改定で算定されました供給単価165円という数値で改定したいと考えております。料金改定には関連しておりますけども、直接的な条項でないので、その他という形で説明をさせていただいたところで、説明は以上です。

○松原会長 臨時的に水を供給する場合の料金改定についてということですが、いかがでしょうか。これは年に1回の事例があるかないか程度ですというようなことでしたけども、この工事用の臨時用水というのは配管を臨時で、あくまでもその一時的な配管をしたときというようなことでしょうか。

○西垣経営企画課長 通常、水道管を引いて水道メーターを付けて供給することが原則ですけども、そこまでの必要がない場合に、ある一定の水量を使うことを最初に契約して、例えばその水を本管上の消火栓から出して供給するというようなことです。数は少ないですけども、そういう事例で供給することがあります。

○松原会長 はい、どうぞ。

○谷本委員 お尋ねします。その鳥取市水道事業給水条例というのは、今、私たちが関わっている鳥取市水道事業審議会条例とは違うのですよね、ということは、これは議会かなんか通るわけですか、この改正をされたものが議会を通して承認されて通っていく、審議会条例ってどういうふうに。

○西垣経営企画課長 はい。鳥取市水道事業審議会条例というのは、答申案資料の最後にも掲載していますが、この審議会の設置目的であります水道事業の円滑な運営を図るために市長の諮問に応じて調査・審議をする機関ということで、条例として決められております。審議会の設置を目的として作られた条例になります。それで、鳥取市水道事業給水条例というのは、鳥取市で水道水を給水するために定められた条例です。これまでの審議の水道料金表ですとか、そういうものは全て給水条例で定めることになっています。今回の審議会の答申をいただいた後には当然、料金改定表なども含めた給水条例の改正を行うということになります。特別な場合の料金に関係する規定がその中の第25条にあるという意味合いになります。

○谷本委員 分かりました。

○松原会長 はい、そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。今回の料金改定をベースにした供給単価への改定ということですが、特に御意見ございませんでしょうか。はい。それでは水道料金、臨時的に水を供給する料金改定についても御承認をいただいたということで進めたいと思います。

本日の議題は以上となります。委員の皆様から何かございますか。はい、どうぞ。

○森田委員 先般インターネット見ておりましたら、6月議会の質問通告に、私たちのこの審議会の件が載っておりましたが、実際に質疑応答があったのか。もしあったのであれば、どういう質問が議員から投げ掛けられて、管理者さんがどういってお答えをされたのか、それを簡単にお聞かせいただければと思います。

もう1点は、少し前になりますけども、気高の給食センターの水道水に異物混入というようなことが報道されておりしたけども、これについての経過報告を簡単にいただければありがたいと思います。報道では、市教委が原因究明の先頭にとという表現がありましたけども、こういうことに関して、水道局自体は原因究明に関わられないのかということもお尋ねします。

○松原会長 どうぞ。

○武田水道事業管理者 はい。大きく分けて2点のお尋ねでありました。

まず、先の6月議会の一般質問の中での水道事業審議会に関する質問の有無、またどういった内容だったのかということでございます。質問はございました。料金改定に係る審議会がいつ頃からどういう経緯で開かれているのかという内容で、私どもとしては、答申書案の12ページにも経過を掲載しておりますが、ここに記しているような内容で答弁をいたしました。今まで何回の会議を開いて、議論の内容、審議の結果、そして現在、具体的な料金の最終的な詰めを行っています、こういうふうな答弁をさせていただきました。

ちなみに、この水道事業審議会の会議開催につきましては、開催日、会議内容などについて毎回公告を行うとともに、マスコミへの情報提供を行っています。また、市議会に常任委員会というのがございまして、水道は建設水道委員会になるのですが、いろんな会派の議員がおられます。私どもは議会が開かれる都度、あるいはそうでない臨時的な場合にでも、この建設水道委員会の委員さんに集まっていただきまして、現在水道事業審議会でこんな話をしていますよと、こんな議論がありました、ここまで詰まっていますよということを丁寧に説明しております。給食センターの件については、担当課長が説明いたします。

○山根給水維持課長 はい。気高の給食センターの水道水で異物が検出されたことの経過については、5月15日月曜日、給食センターの水道から異物が出たので、給食調理に使用できないという連絡が鳥取市教育委員会からありましたことから、水道局の給水車2台を手配いたしました。

それで、異物というのは、鉄さびのようなものとか、ビニール系のものとか、何種類かあったということですが、それがどこから出てきたかということも教育委員会が調査をされまして、結果、水道メーターから建物までの間から出ているようだったということでした。その対応として、水道メーターから建物までの間に仮設の配管を設けるということで、25日木曜日に工事をされております。

その後の翌26日金曜日には、異物が全く出なくなったということで、給水のメーターから建物まで、この間に何らかの原因があったと思われまして、この仮設配管でしばらくは給水をして、後々にはこれまでの配管をやり直す工事をする計画としておるところであります。

供給する側として、念のため水道メーターまでの水道水を調べましたが、全く問題はありませんでした。先ほど言いましたように、教育委員会で管理をされる水道メーター以降の給食施設側の区間に原因があったということで、今回は教育委員会が対応されたということになります。

○松原会長 はい、よろしいでしょうか、そのほか委員の皆様から何か。特にはございませんでしょうか。そうしますと、本日の議題は以上2点になろうかと思います。

今回の審議会、委員の皆さんの任期は10月までとなっております、この任期の中ではお

そらくこれが最後の会になるのではないかと思います。これまでの審議会を振り返りますと、約2年間の任期中に諮問事項が2つあったわけでございます。1つは簡易水道の統合に伴う水道料金の統一時期というのがございました。これは昨年8月に答申を出すことができました。また、昨年の7月頃から水道料金の改定についての本格的な審議を開始したわけでございます。そして約1年間の審議を経て、本日この審議会で皆様の御承認をいただいたと。修正もまだ残っているわけでございますが、原案についてはおおむねの御了解をいただいたということで、7月にこの答申を市長に提出する予定としております。

委員の皆様には、これまでの本当に長い間、慎重審議をいただきました。度重なる会議に参加をいただきましたこと、そして事務局の方々には、さまざまな資料提供と資料作成等いただきましたことにお礼申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。以上でございます。それでは、事務局にお返しします。

○河原副局長 はい。松原会長には大変ありがとうございました。最後に武田管理者が御挨拶をいたします。

○武田管理者 ただいま松原会長からもございましたが、今回の審議会委員の皆さん、平成27年10月5日からということで、任期を務めていただいております。その日に、このメンバーで初めての会議を開きました。本日を含めまして8回の会議ということで、そのほとんどは、今回答申案をまとめることができました料金改定という一番大きなテーマを丁寧に議論していただきました。

何年かに一度の、そう頻繁に料金改定というのはあってはならないわけではございますので、大きなテーマでいろいろ難しい議論もあったと思いますけども、本当に皆様のおかげをもちまして答申をまとめていただいて、また、先ほどいただきました御意見も十分取り入れまして、これからいろいろ作業を進めてまいりたいと考えております。本当にありがとうございました。

○河原副局長 委員の皆様には長時間にわたって御審議をいただき誠にありがとうございました。本日の審議会はこれで終了をさせていただきます。